

幸田町成年後見支援センターの業務

◎相談の窓口

電話や窓口で職員が相談をお受けします。
ご相談の内容により成年後見制度の利用に向けたご案内や、関係機関との連携を図りながら、支援を行っていきます。

◎手続き等の支援

成年後見制度の利用が必要となる方への手続きや、申立てに関する支援や調整を行います。そして必要に応じ、関係機関へのご紹介も行います。

◎成年後見制度の広報・普及

成年後見制度をより多くの方に知っていただくために、研修会や説明会等を開催したり、広報誌に特集記事を掲載しながら制度への正しい理解の普及と利用の促進を図ります。
地域の集まり等で説明することも可能です。

○幸田町社会福祉協議会では、成年後見以外にもこのような事業を行っています

【日常生活自立支援事業】

認知症や知的障がい、精神障がいのある方で、ひとりで契約などの判断をすることが不安な方の日常生活を支援するため、ご本人との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いをします。

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※土曜日・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

住所 〒444-0113 額田郡幸田町大字菱池字錦田 82-4
(幸田町社会福祉協議会内)

TEL 0564-62-7171 **FAX** 0564-62-7254

e-mail fukushi@kotashakyo.jp



幸田町成年後見支援センター

幸田町成年後見支援センター



幸田町成年後見支援センターでは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、自分ひとりで契約や財産を管理することなどが困難な状態にあっても、住み慣れた幸田町で安心して暮らしていただけるように成年後見制度の利用に関する相談や調整のお手伝いをいたします。

このようなときには、ご相談ください。

財産管理

・頻りに訪問販売などの悪徳商法の被害にあっている
・現在は元気に暮らしているが、将来、お金の管理が心配

契約

自分で福祉のサービス契約ができない。施設に入りたく思っているが、自分だけでは手続きが難しい

将来

自分に何かあった時に、残された障がいのある子どもの生活が心配。身寄りがなく、これからの生活が不安

制度

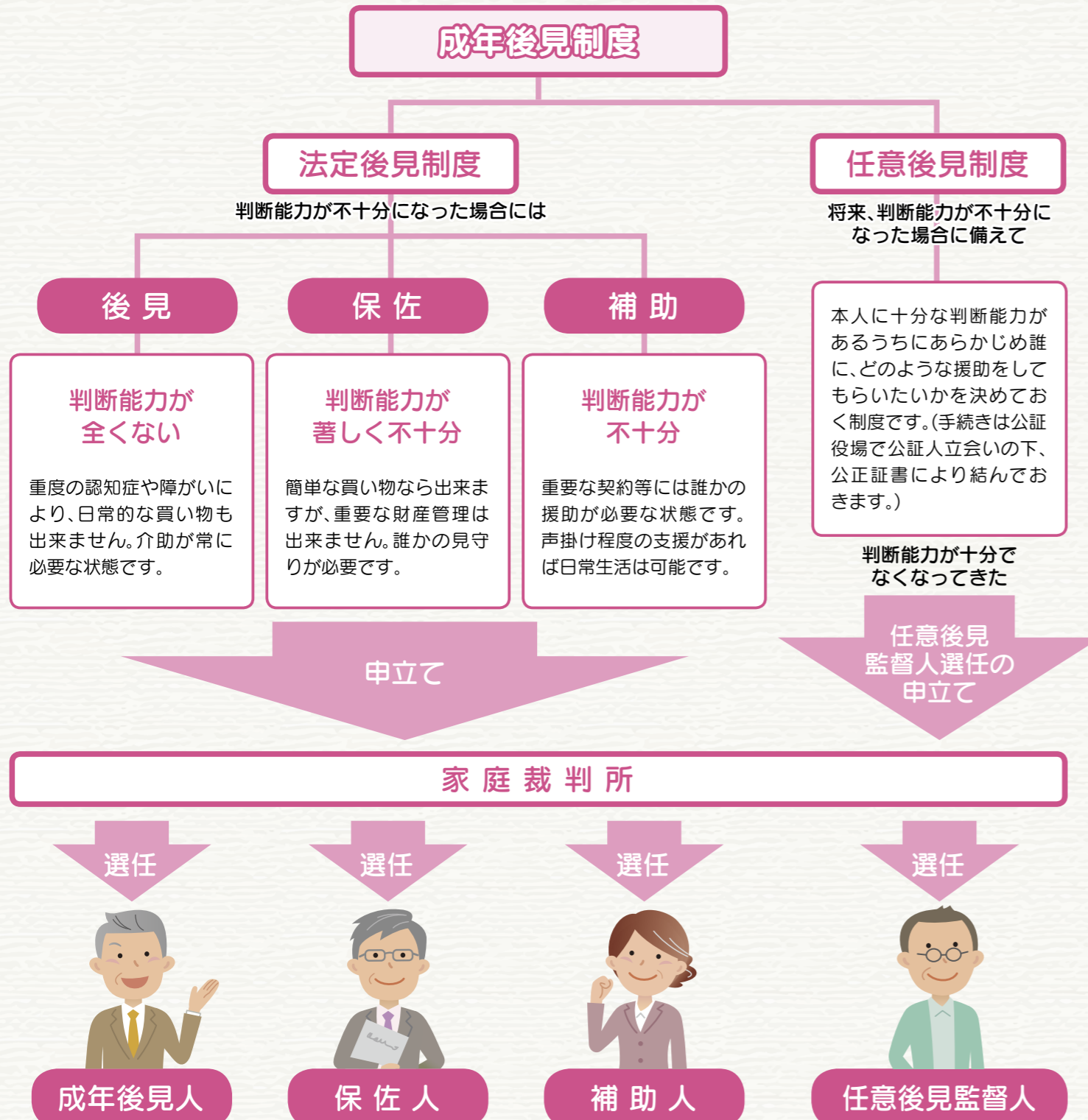
成年後見制度について、詳しく知りたい。成年後見制度を利用したいのだが、手続きがわからない

まずは、お電話で ☎0564-62-7171 にご連絡ください。

Q 成年後見制度とは？

A 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の十分でない方が、契約や財産管理を行う時に、不利益を生じさせないように家庭裁判所に申し立て、《成年後見人》などの援助者を選ぶことで、ご本人の権利や財産などを法律的に守る制度です。

後見の種類は「法定後見」と「任意後見」に分かれ、本人の判断能力の程度により次のような区分があります。



Q 成年後見制度を利用するためには？

A 最寄りの家庭裁判所に申し立てを行う必要があります。申し立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、身寄りがいない場合は町長が行う場合もあります。

Q 後見人はどのような人が選ばれ、どのようなことをしてくれますか？

A 後見人等には選ばれるのは、本人の親族や弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士などの専門職です。場合によっては法人等もあります。
後見人等は、ご本人に代わり預貯金の通帳などを管理し、必要な出入金の手続きや管理を行う《財産管理》と生活や療養看護に関する《身上監護》を行い、ご本人の身の回りの事に目を配って、保護・支援を行います。しかし直接的な介護や看護は行いません。

Q 費用はどのくらいかかりますか？

A 申し立てに必要な家庭裁判所に成年後見等の申し立てを行うためには、診断書や申し立て書、戸籍謄本や住民票又は戸籍の附表、登記されていないことの証明書などの書類が必要となります。詳しくは、当センターや名古屋家庭裁判所岡崎支部（法定後見制度の場合）、岡崎公証人合同役場（任意後見制度の場合）等へお尋ねください。

※申し立て関係書類に必要な主な費用(法定後見)

申し立て手数料	収入印紙 800 円分	診断書作成料	3,000～10,000 円程度
登記手数料	収入印紙 2,600 円分	鑑定料	50,000～100,000 円程度 (鑑定が省略された場合には必要ありません)
郵送料	切手 3,000 円程度		

そのほかに後見等の業務の内容とご本人の資産に応じ、家庭裁判所が決定した報酬が必要となります。目安としては月額 1～5 万円程度で、特別困難な事情や特別な行為が発生した場合には相当額が付加される場合もあります。任意後見の場合は、あらかじめ任意後見契約で決めた金額となります。

任意後見監督人が選任されて任意後見人の効力が生じます